平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項

(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)

平成17年7月

政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会

目 次

関心	事項	及び関心事項	頁説明	の策定	等に	当たって						i
平成	16	F度業務実績	評価の	の結果に	こつい	ての評	価にま	sける	関心事	項		
(「財	務内	内容の改善」	及び	「業務」	運営の	効率化.	」関係	<u>(</u>				1
平成	16 호	F度業務実績	評価の	り結果に	こつい	ての評	価にま	らける	関心事	項訪	钥	
(「財	務内	内容の改善」	及び	「業務」	運営の	効率化.	」関係	()				
-	1	特殊法人等在	からの	承継								5
	(1)承継欠損金	金等									5
	(2)承継時の資	資産評	価等								7
2	2	廃止業務等										9
(3	中期目標等の	の主要	な業務	ぎごとの	の財務情	報					12
4	4	関連公益法。	人等に	対する	業務氢	委託 .						14
į	5	リスク管理値	責権									17
(6	流動資産の領	管理•	運用								23
-	7	経費等の削減	咸(効	率化目	標)							25
8	8	財務内容のご	改善に	関する	事項0	の明確化	; ··					30
ģ	9	法人のマネジ	ジメン	ト等に	:資する	る財務情	報					32
1	0	財務内容等の	の分か	りやす	い形で	での開示	:の促:	進 ·				35

関心事項及び関心事項説明の策定等に当たって

各府省の独立行政法人評価委員会が行う平成16年度における業務の実績に 関する評価の結果について、政策評価・独立行政法人評価委員会が行う二次 評価については、評価活動も4年目を迎え、各府省の独立行政法人評価委員 会も評価の蓄積があること、政策評価・独立行政法人評価委員会の評価活動 も昨年度と同様に、事務・事業の見直し業務(平成17年中に24法人につい て結論を得る。)と並行して行われることから、年度意見として述べるものは、 将来の事務・事業の見直し(勧告の方向性)を視野に入れたものや横断的に 把握・分析した結果を踏まえたものに、重点化する必要がある。このため、「財 務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会」(以下、「財務 研」という。)では、本年3月から6月にかけて、特殊法人等から移行した独 立行政法人のうち主要な法人について、平成15年度財務諸表等の分析・検討 を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の 検討作業を進め、その結果を「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評 価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」 として、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会に平成 17年7月に報告したところである。

独立行政法人の財務諸表等の財務情報を業務実績評価等に活用していくことについては、独立行政法人制度が導入されて5年目に入った今日においても、①運営費交付金の収益化について多くの法人が費用進行基準を導入しているため目的積立金というインセンティブ制度が機能していない、②中期目標・中期計画の業務と財務諸表等の財務情報が連動していないなど様々な課題が指摘されている。多くの独立行政法人において、第1期中期目標期間が終了し、第2期中期目標期間に入ろうとしている状況において、このような課題等の具体的な解決方策等について、財務研としても積極的に取り組んでいく必要があると考えている。

このようなことも踏まえ、財務研では、以下のような基本的考え方の基に 二次評価の際の関心事項を取りまとめた。

① 毎年度の業務実績評価が適切に行われるためには、評価の尺度となる中期目標及び中期計画において設定される法人の達成すべき目標が明確かつ具体的である必要がある。特に、財務内容の改善に関する目標については、経費削減等の目標に加えて、貸借対照表の健全性の向上、収支構造の改善、

累積欠損金の計画的解消等が考えられるが、定量的な目標設定に馴染みやすい分野であることから、個々の法人のおかれた財務状況・業務内容の特性等に配慮しつつ、定量的な目標設定を行う必要がある。

- ② 独立行政法人の財務報告の目的の一つは、独立行政法人の業績の適正な評価に資することにあることに鑑み、少なくとも中期目標の主要な業務ごとの財務情報が財務諸表等で明らかになっている必要があるとともに、法人の財務情報は、法人の業務運営の改善など法人のマネジメントにも資するものである必要がある。
- ③ 多くの独立行政法人の業務運営の財源は、運営費交付金や補助金等の国民の税金であることから、法人には、納税者たる国民に対する説明責任の全うが求められており、その業務は、国民の理解と納得の下で運営されなければならないことから、財務情報及びコスト情報等をはじめとする各種の情報を自ら積極的に国民に提供する必要がある。

このような基本的な考え方の基に取りまとめた関心事項については、府省独立行政法人評価委員会においても有効に活用され、評価の質の向上に資するものであることが重要である。このため、本年度の関心事項については、新たな試みとしてその説明書を作成した。この中で関心事項の説明、評価の視点の参考例及び具体的な評価指標の例をできるだけ記載した。

府省独立行政法人評価委員会において、本関心事項等を踏まえた評価が行われ、中期目標等の明確化・具体化、財務諸表等の財務情報の活用の促進及び情報提供の拡大が促進されることなどによって、評価の質が向上することを期待する。また、各独立行政法人において、主要な業務ごとの財務情報の把握や財務情報をマネジメントに活用するための原価計算システムや事業単位の管理会計システム等の確立に向けた一層の取組が行われることが重要である。

今後、財務研としても財務面の評価の質の向上を図るため、府省独立行政 法人評価委員会や関係機関との連携を図っていく所存である。

平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項

(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)

平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項 (「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)

平 成 17年7月11日 政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会 財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会報告

当研究会として、各府省の独立行政法人評価委員会が行う平成 16 年度における業務の実績に関する評価のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況」に関する評価の結果について、政策評価・独立行政法人評価委員会が二次評価を行う際に、政策評価・独立行政法人評価委員会として重点的にみるべき事項を下記のとおり整理したので報告する。

記

1 特殊法人等からの承継

(1) 承継欠損金等

- 特殊法人等から移行した独立行政法人について、移行した際に欠損金を承継している場合、欠損金の発生要因や処理計画などを明確にした上で、その具体的な処理方策等の策定・実施状況についての評価が行われているか。
- 特殊法人等時代の欠損金を国費投入等により措置することとした法人 についても特殊法人等時代の欠損金の発生要因を把握した上で、国費投 入額等の増加が生じないような方策が講じられているか等についての評 価が行われているか。

(2) 承継時の資産評価等

○ 特殊法人等から移行した独立行政法人について、承継時の資産評価が 独立行政法人化後の当該法人の財務内容に与える影響等を踏まえた評価 が行われているか。

2 廃止業務等

○ 閣議決定等で廃止等することとされた業務については、早期に廃止等が行われないと管理コスト等が増大することから、管理コスト等の削減、 当該業務の廃止等に向けた取組状況及び廃止の時期等の明確化について の評価が行われているか。

3 中期目標等の主要な業務ごとの財務情報

○ 財源別の勘定区分になっているなど勘定によって中期目標等の主要な 業務ごとの財務情報の把握が困難な場合において、セグメント情報等に よる中期目標等の主要な業務ごとの財務情報を把握した上での評価が行 われているか。

4 関連公益法人等に対する業務委託

○ 法人の特定の業務の委託を独占的に受託している関連公益法人等や当該法人からの業務委託に対する依存度が高い関連公益法人等について、 独占的な契約の必要性・妥当性や当該業務委託金額の適切性についての 評価が行われているか。

5 リスク管理債権

- 多額のリスク管理債権(貸倒懸念債権、破産更生債権等)を抱えている法人について、リスク管理債権の回収に関して、回収計画の策定・実施状況についての評価や具体的な指標等に基づく適切な評価が行われているか。
- 出資先の経営状況等が悪化している法人について、出資先に対する管理状況に関して、管理計画の策定・実施状況についての評価や具体的な指標等に基づく適切な評価が行われているか。

6 流動資産の管理・運用

○ 多額の現金・預金等を保有している法人(勘定)について、その原因 を把握した上で、資金の効率的な管理・運用についての評価が行われて いるか。

7 経費等の削減(効率化目標)

- 中期目標期間における業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況 に関して、各年度における達成度を財務諸表や決算報告書の勘定科目等 の数値との関係を明らかにした上での評価が行われているか。
- 業務運営の効率化の評価に関しては、個々の経費の削減だけでなく、 業務単位当たりのコストなど適切な評価指標等を用いた評価が行われて いるか。
- 外部委託によって効率化を図ることとしている法人について、業務委託費の内訳(特に人件費相当分に留意)を把握した上で、業務委託費の 削減についての評価が行われているか。また、業務委託費を含めた当該 業務全体の経費の削減状況についての評価も行われているか。

8 財務内容の改善に関する事項の明確化

- 「中期計画の予算の範囲内での業務運営を行う」ことを財務内容の改善目標としている法人について、財務諸表等の分析を十分行った上で、 具体的な財務内容の改善に関する事項を記載する必要性等の評価が行われているか。
- 中期目標等における財務内容の改善に関する事項において、収支相償 や独立採算による運営を行うことを掲げている法人について、収支相償 等の定義等を明確にした上での評価が行われているか。

9 法人のマネジメント等に資する財務情報

○ 法人の経営努力や業務運営の改善等が財務情報に反映されるなど、財務情報の法人のマネジメントへの活用状況についての評価が行われているか。その際、運営費交付金の収益化を費用進行基準で行っている法人について、財務情報を法人のマネジメントや目的積立金というインセンティブ制度の活用に資するために、法人の業務の特性等を踏まえつつ、法人にできるだけ成果達成へのインセンティブを与えるような運営費交付金の収益化基準の導入に向けた取組状況についての評価も行われているか。

10 財務内容等の分かりやすい形での開示の促進

国民に対する情報提供の促進の観点から、事業報告書等における以下の事項の記載状況を把握しつつ、財務内容等の分かりやすい形での開示を促進するような評価が行われているか。

- 財務諸表の概況(経常費用、経常収益、当期総損益、剰余金(又は欠損金)などの主要な財務データの経年比較・分析(内容、増減理由)、収入(財源内容(補助金、運営費交付金等の内訳)、自己収入(受託収入であれば受託先別、競争的資金など受託の性格)、事業収入の内容等))
- ・ 予算・決算の概況(経年比較、計画と実績の対比、財務諸表との関係等)
- ・ 財務データと関連付けた事業の説明(事業内容、事業費と対比させた財源内訳(補助金、借入金等、自己収入の内容等)、各事業のコスト)
- ・ 経費削減及び効率化目標との関係(経費削減額や効率化目標の達成度合いについて財務諸表等の科目(費目)との関係)
- 運営費交付金債務(執行額について事業別、残高の要因)
- ・ 目的積立金(申請・承認の内容、取崩内容等)

以 上

平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項説明

(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)

1 特殊法人等からの承継

(1) 承継欠損金等

- 特殊法人等から移行した独立行政法人について、移行した際に欠損金を承継している場合、欠損金の発生要因や処理計画などを明確にした上で、その具体的な処理方策等の策定・実施状況についての評価が行われているか。
- 特殊法人等時代の欠損金を国費投入等により措置することとした法人についても特殊法人等時代の欠損金の発生要因を把握した上で、国費投入額等の増加が生じないような方策が講じられているか等についての評価が行われているか。

(説明)

特殊法人等から独立行政法人に移行する際に欠損金を承継する場合については、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)において、「安易な国費投入等は行わず、主務大臣及び新独立行政法人がその業務を確実に実施するために必要な財産的基礎の確保を図る観点から、欠損金の処理計画など具体的な処理方策を策定し、これを着実に実行することをもって対応する。」こととなっている。

また、移行時に欠損金を国費投入等により措置することとした法人については、国民負担により措置されたという事実を踏まえ、移行後において更なる国民負担が発生しないような業務運営を行うことが求められることから、こうした点を評価においても留意する必要がある。

(評価の視点の参考例)

- ① 欠損金の発生要因が明らかにされているか。
- ② 欠損金の処理方策やスケジュール等が中期目標等で明らかにされているか。
- ③ 欠損金の処理方策が着実に実施されているか。その実施状況が開示されているか。
- ④ 独立行政法人移行後、業務に係る欠損金や国庫補助等が増加している場

合は、その増加要因の分析、対応等が行われているか。

- ⑤ 特殊法人等時代の欠損金を国費投入等により措置することとした法人について
 - ・ 当該欠損金の発生要因が明らかにされているか。
 - ・ 当該欠損金を国費投入等により措置することとした理由が明らかにされているか。
 - ・ 国費投入等金額が増加しないような方策が策定され、着実に実施されているか。(例えば、債権等回収の強化、事務経費等の一層の削減等)

(参考)

[中期目標]

- ○空港周辺整備機構(国土交通省)
 - 4 財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善を図るため、<u>欠損金を3割圧縮</u>するほか、<u>未収金の大幅な圧</u>

[平成 15 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について (平成 16 年 12 月 10 日)]

【独立行政法人勤労者退職金共済機構】(厚生労働省)

縮など、適切な措置を講ずること。

・ 中小企業退職金共済事業の累積欠損金については、平成15年度下期に545億円の当期利益を上げ累積欠損金の削減が図られているが、依然として2,673億円が残っており、また、林業退職金共済事業についても17億円の累積欠損金があるが、これらを解消するための具体的目標設定がなされていない。累積欠損金の解消に向けては、明確な目標の下で削減に努めることが重要であることから、余裕金の安全かつ効率的な運用に配慮しつつ、両事業に係る具体的な削減目標の設定状況を踏まえた上で評価を行うべきである。

(2) 承継時の資産評価等

○ 特殊法人等から移行した独立行政法人について、承継時の資産評価 が独立行政法人化後の当該法人の財務内容に与える影響等を踏まえた 評価が行われているか。

(説明)

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)基づく独立行政法人の設立に関し、廃止される特殊法人等から独立行政法人に承継される資産・負債については、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」において、「特殊法人等の資産・負債を時価評価した上で新法人に承継することとなる」とされているが、移行独立行政法人の中には承継時に資産を時価評価しないで(又はできないで)承継したものもみられる。

これらについては、承継時の資産評価が法人の財務内容に与える影響を把握し、将来的に公的資金等の支出の増加を招くことがないようにする必要がある。この際、国民に対し正確な財務情報の開示を行うことが必要である。

(評価の視点の参考例)

- ① 承継時における資産評価はどのような方法で行われたか。承継時の資産 評価が時価評価でない場合の理由は何か。
- ② 承継時の資産評価額と現在の時価等の関係はどのようになっているか。 法人の財務内容に与える影響等の分析は行われているか。
- ③ 承継時における資産評価の方法、評価額及び当該資産評価が法人の財務 内容に与える影響等の開示は行われているか。

(参考)

[平成 15 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項 (「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係) (平成 16 年 6 月 30 日)]

(3) 資産・負債の評価

【承継資産・負債の状況の把握等】

・ 独立行政法人への移行の際の資産・負債等の承継の状況(棚卸資産・事業資産 等の時価評価、貸付金等債権評価の状況等)を把握した上で、その毎年度の変動 状況を分析し、評価が行われているか。

2 廃止業務等

○ 閣議決定等で廃止等することとされた業務については、早期に廃止等が 行われないと管理コスト等が増大することから、管理コスト等の削減、当 該業務の廃止等に向けた取組状況及び廃止の時期等の明確化についての 評価が行われているか。

(説明)

特殊法人等から移行した独立行政法人の中には、特殊法人等整理合理化計画等に基づき、移行時に業務を廃止等しているものがみられる。廃止等された業務や廃止の方向性が示されている業務の中には、財務面では大きなウェイトを占めているものもあり、廃止等に向けた業務が進捗しないと廃止業務に係る管理コスト等(例えば、融資業務であれば回収コスト、施設管理等であれば維持管理コスト等)が増加し、当該法人の財務内容に悪影響を与えるおそれがある。また、本年6月の「特殊法人等から移行した独立行政法人の理事長ヒアリングに関する参与会議の指摘事項」(平成17年6月9日特殊法人等改革推進本部参与会議)においても「特殊法人等整理合理化計画において、廃止の方向性が示されている事業について、存続しているものが見受けられるが、できる限り早期に廃止するよう取り組むべき」との指摘が行われている。

このような問題は、特殊法人等から移行した独立行政法人に限らず、今後、 中期目標期間終了時の主務大臣の組織及び業務の全般にわたる検討によって、 業務を廃止する場合にも生じる可能性がある。また、廃止に向けた作業を進 める一方でその間の業務のコストの削減も行う必要がある。

(評価の視点の参考例)

- ① 特定の処分(例えば、資産の売却等)について、処分の予定時期等を定めた計画が策定され着実に実施されているか。これらについて中期目標等に具体的な指標が設定されているか。
- ② 廃止業務等の管理コスト等は削減されているか。これらについて中期目標等に具体的な指標が設定されているか。

「廃止業務等の管理コスト等の削減指標例」

- i)融資事業について、中期目標の期間における平均経費率(例:貸付 残高に占める経費の割合)を〇%以下にする。(融資事業の平均経費 率:融資事業の経費/融資事業の貸付残高)
 - (注)融資事業に係る経費の定義(法人の経費のうちどの範囲まで含めるのか) を明確にする必要がある。損益外コストの扱いをどうするか。
- ii) 債権回収経費を中期目標期間中に〇%減少させる。(債権回収経費削減率:中期目標期間中の債権回収経費/初年度の債権回収経費×中期目標期間)
 - (注)債権回収経費に含まれる費用の定義(法人の経費のうちどの範囲まで含めるのか)を明確にする必要がある。
- iii)保証・保険事業について中期目標期間における平均経費率(例:付保残高に占める経費の割合、保証料・保険料収入に占める経費の割合)を〇%以下にする。(保証・保険業務の平均経費率:経費/保証事業の付保残高)
 - (注)経費(保証・保険事業に係る費用)に含まれる費用の定義(法人の費用 のうちどの範囲まで含めるのか)を明確にする必要がある。
- ③ 廃止業務等の内容、廃止等に向けた計画及びその実施状況が開示されているか。

(参考)

[中期目標]

- ○空港周辺整備機構(国土交通省)
 - 2. 業務運営の効率化に関する事項
 - (3)業務運営の効率化
 - ②共同住宅

既存の共同住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、<u>特殊法人等整理合理</u> 化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき早期に処分するため、空家の処 分計画を策定し、処分に着手すること。

[平成 15 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)(平成 16 年 6 月 30 日)]

(1) 総論

【評価の対象範囲】

・ 個別法附則に業務の特例として規定されている貸付金の回収、施設の売却等の業務についても、貸付金の回収や施設の売却が計画どおり行われ、財務内容の改善が図られているかといった観点からの評価が行われているか。

3 中期目標等の主要な業務ごとの財務情報

○ 財源別の勘定区分になっているなど勘定によって中期目標等の主要な 業務ごとの財務情報の把握が困難な場合において、セグメント情報等に よる中期目標等の主要な業務ごとの財務情報を把握した上での評価が行 われているか。

(説明)

業務の実績に関する評価は、中期目標の達成状況や中期計画の実施状況についての評価であり、中期目標等に記載された項目(業務)ごとにその達成 状況等や業務運営の効率性等について評価を行うことになる。

このため、財務情報も少なくとも中期目標・中期計画等の主要な業務ごとに把握する必要がある。法人の中には、勘定区分を財源別にしているものや多数の業務を行っていながら勘定区分が単一であるものが見られるが、この場合には、セグメント情報等で中期目標・中期計画等の主要な業務ごとの財務情報を把握する必要がある。

(評価の視点の参考例)

- ① 勘定区分やセグメント情報における財務情報は、法人の中期目標等の主要な業務と対応したものとなっているか。対応していない場合その理由は何か。
- ② 勘定区分が法人の中期目標等の主要な業務と対応していない場合、附属明細書のセグメント情報等で法人の中期目標等の主要な業務ごとの財務情報が明らかになっているか。明らかになっていない場合その理由は何か。

また、当該セグメント情報は評価に資する内容となっているか。(独立行政法人会計基準第42セグメント情報の開示では、開示すべき情報は、「事業収益」、「事業損益」及び「当該セグメントに属する総資産額」となっており、Q&Aでは主要な事業費用や主要な資産項目の内訳等を記載することとしている。)

(参考)

[平成 15 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項 (「財務内容の改善」 及び「業務運営の効率化」関係) (平成 16 年 6 月 30 日)]

(5)区分経理(勘定別財務諸表)

【勘定区分別に評価を行うことが困難な場合の取扱い】

・ 予算統制等の観点から設けられている勘定区分が、法人の個々の事業や組織 の業績を評価する上で、業務運営の実態と整合しない等により活用しにくいも のとなっていないか。活用しにくいものとなっている場合には、例えば、セグ メント情報等によって状況を把握した上で評価が行われているか。

【勘定区分の必要性・有効性の評価】

・ 中期目標期間の終了時を視野に、当該勘定区分の必要性・有効性の変化についても分析が行われているか。

[独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針(平成 15 年 7 月 1 日)]

3 検討の視点等

〈共通の視点〉

【勘定区分の機能状況】

・ 当該事務及び事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか。勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べて相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。また、逆に新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。

4 関連公益法人等に対する業務委託

○ 法人の特定の業務の委託を独占的に受託している関連公益法人等や当該法人からの業務委託に対する依存度が高い関連公益法人等について、 独占的な契約の必要性・妥当性や当該業務委託金額の適切性についての評価が行われているか。

(説明)

従前、特殊法人等について、法人本体が赤字であるにも係らず子会社や公益法人が多額の利益を計上しているなど特定の公益法人等との不透明な業務委託が問題になり、公益法人との関係についての情報の開示や取引等の見直しが行われた。また、特殊法人等整理合理化計画においても、「関連法人に過大な利益が生じていると考えられることから、競争的な契約を拡大し、委託費を抑制する。」との指摘が行われている法人もみられ、政策評価・独立行政法人評価委員会においても「平成 15 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成 16 年 12 月 10 日)で関連公益法人等への業務委託に関して意見を述べている。このようなことから、関連公益法人等に対する業務委託については、当該法人の財務情報等を分析するなどにより、引き続き注視する必要がある。

(注) 関連公益法人等

関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(独立行政法人会計基準第123関連公益法人等の範囲等参照)

関連公益法人等の財務情報については、財務諸表の附属明細書に「関連公益法人等の概要」、「関連公益法人等の財務状況」、「関連公益法人等の基本財産等の状況」、「関連公益法人等との取引の状況」を記載することとなっている。(独立行政法人会計基準第124 連結財務諸表の附属明細書)

(評価の視点の参考例)

- ① 独立行政法人の各業務委託費に占める当該関連公益法人等に対する委託 費の割合
- ② 関連公益法人等の事業収入に占める独立行政法人からの発注額等の割合
- ③ ①、②の割合が高い関連公益法人等について、収支差額、正味財産の増加(率)等の推移を把握し、業務委託の内容との関連において業務委託の 価格の適切性について検討が行われているか。
- ④ 特定の業務を関連公益法人等に独占的に委託している場合その理由と妥当性(競争的契約の導入の余地等)
- ⑤ 当該独立行政法人の委託先上位(委託金額)10社(団体)の随意契約の 状況(長期化している場合は①から④に準じて検討)
- ⑥ 独立行政法人の各業務費に占める関連公益法人等に対する委託費の割合

(参考)

[平成 15 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項 (「財務内容の改善」 及び「業務運営の効率化」関係) (平成 16 年 6 月 30 日)]

(4) 連結財務諸表等

【特定関連会社、関連会社、関連公益法人との関係】

- ・ 連結財務諸表等において、独立行政法人と関係法人が、公的な資金が供給 されている一つの会計主体として把握されることになったことから、以下の 各項目について、独立行政法人への移行に伴い、どのように変化したかを把 握した上で、その毎年度の変動状況を分析しているか。
 - 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の数・構成等
 - 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人との取引状況等
 - 一 公的な資金の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人を含めた全体と しての使われ方

[平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次 意見(平成14年12月26日)]

4 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置の実施状況の評価について

【効率化のための措置の実質的な効果に着眼した評価の実施】

・ 評価に当たっては、当該措置の実施状況に加えて、当該措置が実質的に効果 を挙げていると言えるかどうかという点にも着眼した評価を行うこと。特に、 外部委託に関する評価に当たっては、少なくとも新規の外部委託をする場合と 法人が直接実施した場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の 選定に関しての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、 委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこと。

[平成 15 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成 16 年 12 月 10 日)]

【独立行政法人日本芸術文化振興会】(文部科学省)

・ 新国立劇場等の公演内容の企画・制作業務、管理運営業務等の外部委託については、本法人の支出の3割超に及ぶ委託費が特定の関連公益法人に支出されている現状を踏まえ、 委託による本法人全体としての費用削減効果及び委託先の関連 公益法人における業務運営の効率化状況を把握した上で評価を行うべきである。

【独立行政法人工業所有権総合情報館】(経済産業省)

・ 大半が関連公益法人に委託されている業務については、中期目標期間の終了時の検討をも視野に入れ、民間との役割分担を踏まえた業務の在り方や関連公益法人に対する委託が適切に行われているかについて評価を行うべきである。

【独立行政法人水資源機構】(国土交通省)

・ 本法人と関連公益法人との間では、調査研究業務等に関して約24億円の委託契約がなされており、当該経費が関連公益法人における事業収入の大部分を占めている状況を踏まえ、i)契約の必要性が明確か、ii)契約方式及び当該契約方式を採用した理由は妥当か、iii)契約金額が過大になっていないかについて所要の分析を行い、評価を行うべきである。

5 リスク管理債権

- 多額のリスク管理債権(貸倒懸念債権、破産更生債権等)を抱えている 法人について、リスク管理債権の回収に関して、回収計画の策定・実施状 況についての評価や具体的な指標等に基づく適切な評価が行われている か。
- 〇 出資先の経営状況等が悪化している法人について、出資先に対する管理 状況に関して、管理計画の策定・実施状況についての評価や具体的な指標 等に基づく適切な評価が行われているか。

(説明)

1 融資等業務を行っている独立行政法人の貸付金等の財源の大半は、財投資金、国庫補助金、運営費交付金等の公的資金であり、貸付金の回収が滞り、最終的に回収不能となった場合は公的資金の投入の可能性が高いと考えられる。したがって、貸付金等の回収を適切に行う必要があることから、評価に際しては、回収計画の策定・実施状況や具体的な指標等に基づく厳格な評価を行う必要がある。

(評価の視点の参考例)

- ① 貸付金の回収計画は策定され、着実に実施されているか。
- ② 貸付金の減少額の内訳を把握し、回収によるものか、時効消滅によるものかを把握しているか。(貸付金の減少が時効消滅によるものが多い場合は回収努力が行われていないと考えられる。)
- ③ リスク管理債権の回収等についての具体的な指標等は中期目標等に設定されているか。
- ④ 回収計画、その実施状況及び指標等は開示されているか。
 - (注) 現行の附属明細書の貸付金の明細欄に、「増減額」の情報しか記載されていない法人がみられるのでその内容まで記載する必要がある。

(具体的な指標の例)

- ① 融資事業についてリスク管理債権(正常債権以外の債権)が貸付残高に 占める割合を、中期目標の終了時において〇%以下にする。(貸付残高に 占めるリスク管理債権比率:リスク管理債権残高/貸付残高)
- ② リスク管理債権については、中期目標期間末までに〇億円以上回収する。 (注)貸付金の状況については、附属明細書の「長期貸付金の明細」、「貸付金等に

対する貸倒引当金の明細」に記載されている。

- ③ 保証・保険事業について、保証債務損失引当金(又は保険準備金。支払い済み額を含む)が付保残高に占める割合を中期目標の期間末において 〇%以下にする。また、代位弁済率を〇%以下にする。(保証債務損失引 当金が付保残高に占める割合:保証債務損失引当金/付保残高、代位弁済 率:代位弁済金/付保残高)
- 2 特殊法人等から移行した独立行政法人の中には、民間出資の誘導・補完等のため、特定の政策目的に沿った事業に対し、資金の供給を行うこと自体を目的として、出資業務を行っている法人がある。(このため、外形的には出資という形態をとるものの、その子会社・関連会社の形成のための出資とは、趣旨・目的が異なるものである。)

このような出資業務について、出資先が赤字である場合においては、法人の負担や出資目的が達成できない可能性が増大するため出資先に対する管理等を適切に行う必要がある。

(評価の視点の参考例)

- ① 出資先の経営状況は把握されているか。
- ② 出資先の経営改善計画等は策定され、着実に実施されているか。
- ③ 成果が見込めない場合の出資の引き上げ等を定めた規程等は策定されているか。当該規程に基づく処理は適切に行われているか。
- ④ 出資先の経営状況等、経営改善計画及び管理規程等は開示されているか。

(具体的な指標の例)

- □年度までに出資先の繰越欠損金について○%減少させる。(出資先の 繰越欠損金の削減率:(初年度繰越欠損金-当該年度繰越欠損金)/初年度 繰越欠損金)
 - (注)連結財務諸表の附属明細書(独立行政法人会計基準第 124)では、特定関連会社、関連会社の財務状況として、「当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期未処分利益又は当期未処理損失の額」を記載することとなっている。

(参考)

[中期目標]

- 〇日本学生支援機構(文部科学省)
 - IV 財務内容の改善に関する事項
 - (4) リスク管理債権の割合の抑制

中期目標期間末において、<u>要返還債権に占めるリスク管理債権(3月以上の延滞債権)の割合を無利子学資金については、8.5%以下、有利子学資金については、8.0%</u>以下とする。

- ○福祉医療機構(厚生労働省)
 - 第4 財務内容の改善に関する事項
 - 3 貸付事業におけるリスク管理の徹底
 - (1) リスク管理債権の適切な処理

福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を図ることにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努めること。

- ○鉄道建設・運輸施設整備支援機構(国土交通省)
 - 4 財務内容の改善に関する事項
 - (2) 船舶共有建造業務
 - ② 未収金の回収促進

平成28年度までのできる限り早い時期に未収金の処理を終了するため、中期目標期間における未収発生率を8.2%以下とするとともに、中期目標終了時に未収金 残高を270億円以下とする。

- ○環境再生保全機構 (環境省)
 - 第4 財務内容の改善に関する事項
 - (2) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更正債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、各年度における債務者の財務状況に照らして返済確実性があると認められるものを除き、<u>中期目</u>標期間中にすべての債権の償却処理を終了する。

また、<u>債権回収については、中期目標期間中に正常債権以外の債権から 200 億円を上回る回収を目標</u>とする。

- ○日本貿易保険(経済産業省)第1期中期目標(平成13年4月から17年3月)
 - 3 業務運営の効率化に関する事項
 - (1)業務運営の効率化
 - ③ 人件費以外の費用についても、すべての支出について、当該支出の要否の検討、

廉価な調達等に努め、人件費を含めた業務費全体の効率的な利用に努めること。 その際の指標として、<u>業務費の保険料収入に対する比率(以下「業務費率」と</u>いう。)を中期目標の期間中に18%以下になるように努めること。

[中期計画]

- ○情報処理推進機構(経済産業省)
- Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 ソフトウエア開発分野
 - (3) 債務保証事業
 - ii) また、保証実施後の与信管理が融資銀行に委ねられていることに鑑み、保証先企業に対し、資金活用状況や財務状況等の報告義務を徹底し、定期的なチェックを実行するとともに、資金需要(開発進行)に合わせて保証の分割実行を行うこと等により、中期目標期間中年平均で代位弁済率 4%(14 年度実績 4%)以下を目指す。

[振興助成・融資関係法人の評価における関心事項(平成16年6月30日)]

(2) 融資事業関係

イ コスト・リスク管理

【リスク管理の的確な実施】

・ 融資事業について、事前・事後の信用リスクの管理が的確に行われているか、 審査・採択の客観性が確保されているかとの観点から評価が行われているか。リスク管理債権額、貸倒引当額及びその公表状況を把握した上で評価が行われているか。また、貸倒れについて国と独立行政法人の責任範囲を明確にさせた上で評価が行われているか。

[平成 15 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成 16 年 12 月 10 日)]

【独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援機構】(国土交通省)

・ 船舶共有建造業務について評価を行う際には、リスク管理の的確な実施の観点から、 未収金の処理等の債権管理のみならず、未収金の発生防止に向けた事前のリスク管理に ついても適切に評価を行うべきである。 ※ 「未収金」とは、共有契約において定められた期日に共有事業者が支払うべき船舶使用料・船舶譲渡代金と、実際に支払われた金額との差額をいう。

【独立行政法人情報処理推進機構】(経済産業省)

・ ソフトウエア事業者等がソフトウエア開発資金等を民間金融機関から借り入れる場合 の債務保証に関する事業については、収支均衡、代位弁済率の抑制についての評価にと どまっているが、保証先企業の売上高伸び率などの事業効果や更には事業の必要性にも 着目した評価を行うべきである。

「中期目標」

- ○農業·生物系特定産業技術研究機構(農林水産省)
 - 第4 財務内容の改善に関する事項
 - 1 収支の均衡

~<u>民間研究促進業務に係る出資事業</u>については、<u>収益の可能性がある場合等に限</u> <u>定</u>して実施することとし、新規採択に当たっては、応募課題について生物系特定産 業技術分野における重要性、波及性等を適正に評価するとともに、収益の可能性に ついて適正に審査する。

また、<u>繰越欠損金の増加を極力抑制</u>するため、出資継続中の案件については、個別案件ごとに研究開発の進捗状況や収益の可能性を踏まえつつ、研究課題を重点化する等の見直しを行い、効率的に出資金を支出する。

出資終了後の研究開発会社については、研究成果の評価と収益の改善策を順次策 定し、今後の収支見通しにおいて収益を確保する見通しがない場合等には、当該研 究開発会社の整理(所有株式の売却を含む。)を行い、最大限の資金回収を行う。

中期目標の期間内に採択する新規出資案件及び出資継続中の案件については、<u>出</u> 資終了後3年を目途にロイヤリティ等の事業収入により出資先研究開発会社に収益 が計上される率を50%以上とすることを目標とする。

- ○新エネルギー・産業技術総合開発機構(経済産業省)
 - 4 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 研究開発関連業務に関する事項
 - ii) 産業投資特別会計から出資を受けて実施する業務については、採択時において 収益の可能性のある場合等に限定するとともに、実施段階において必要に応じて 収益改善に向けた取組を行うものとする。
- ○情報処理推進機構(経済産業省)
 - IV 財務内容の改善に関する事項
 - (2) 出資事業(地域ソフトウエアセンター)について
 - i)地域ソフトウエアセンターについて、設立趣旨及び事業展開に留意しつつ、<u>出</u> 資総額に対する繰越欠損金の割合を可能な限り中期目標期間中に減少させる。

ii) 地域ソフトウエアセンターの解散については、倒産以外であっても、事業の成果が見込めず、かつ一定の基準に該当するものは、中期目標期間内に整理をするものとする。

[平成 15 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成 16 年 12 月 10 日)]

【独立行政法人情報処理推進機構】(経済産業省)

・ 地域における I T人材の育成等を行っている地域ソフトウエアセンター (18 社) に対する出資業務について、出資先企業である地域ソフトウエアセンターの経営改善等の取組に関する評価は行われているが、地域ソフトウエアセンターの半数において繰越欠損金が増加している状況を踏まえると経営改善の具体的な効果を明確にした上で評価を行うべきである。

6 流動資産の管理・運用

○ 多額の現金・預金等を保有している法人(勘定)について、その原因を 把握した上で、資金の効率的な管理・運用についての評価が行われている か。

(説明)

特殊法人等から移行した独立行政法人の中には、民間団体等に対して助成、融資業務を行ったり、共済事業、基金運用を行っているものがある。これらの法人については、業務の特性から、多額の現金・預金、投資有価証券等を保有しており、中期目標等で資金の管理・運用を適切に行うことが掲げられ評価が行われている。この場合に、固定資産である投資有価証券等に比べ、流動資産に計上されている現金・預金等の効率的な運用等までは十分な評価が行われていない状況がみられる。現金・預金等も公的資金(政府出資金、運営費交付金、補助金等)であり、多額の現金・預金等を流動資産に計上している法人について、その原因を把握して当該資金の効率的な管理・運用についての評価を行う必要がある。(なお、助成、融資、共済、基金運用を行っている法人を重点的にみるが、それ以外の法人であっても多額の現金・預金等を保有している場合はその原因を把握し同様の評価を行う。)

(評価の視点の参考例)

- ① 多額の現金・預金を保有している場合(現金・預金/流動負債 比率が 200%以上)において、その原因は何か。
- ② 現金・預金等の管理・運用について
 - ・ 資金運用計画等は策定され着実に実施されているか。
 - ・ 金融機関の利率等の比較を行うなど、より有利な運用が行われているか。
 - ・ 勘定区分を越えた法人全体としての資金の管理・運用が行われている か。
 - ・ 資金運用において第三者を活用しているか。
- ③ 運営費交付金債務残高と現金・預金等との関係を分析し、運営費交付金等の見積もりの適切性の検討が行われているか。

(参考)

[中期目標]

- ○勤労者退職金共済機構(厚生労働省)
 - 第4 財務内容の改善に関する事項
 - 2 健全な資産運用等

資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底 し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。

また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

7 経費等の削減(効率化目標)

- 中期目標期間における業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況 に関して、各年度における達成度を財務諸表や決算報告書の勘定科目等 の数値との関係を明らかにした上での評価が行われているか。
- 業務運営の効率化の評価に関しては、個々の経費の削減だけでなく、 業務単位当たりのコストなど適切な評価指標等を用いた評価が行われて いるか。
- 外部委託によって効率化を図ることとしている法人について、業務委託費の内訳(特に人件費相当分に留意)を把握した上で、業務委託費の 削減についての評価が行われているか。また、業務委託費を含めた当該 業務全体の経費の削減状況についての評価も行われているか。

(説明)

- 1 中期目標の「業務運営の効率化に関する事項」において、中期目標期間中における経費等の削減率等の目標数値を掲げている場合、当該目標数値が予算・決算(現金主義)によるものか損益計算(発生主義)によるものか、目標数値の決算報告書や損益計算書の勘定科目(費目)との対応関係が明確になっていない法人がみられる。このため、事業年度終了時の財務諸表等の数値を基に達成状況に関する評価を行うことが困難な状況にある。評価に際しては、業務運営の効率化の目標数値と損益計算書や決算報告書の勘定科目(費目)との対応関係等が毎年度明らかにされているかどうかに着目する必要がある。
- 2 業務運営の効率化の評価に際しては、個々の経費の節減という投入志向だけでなく、1単位の成果の達成にどれだけの費用を要したかという成果志向的な指標も重要である。この際のコストは、直接原価だけでなく間接原価を含めた全部原価を把握することが望ましいがそのためには法人内部における原価計算システム等の管理会計システム等の確立が必要となる。
- 3 外部委託によって効率化を図ることとしている法人については、単なる 外部委託の進捗状況の評価に止まらず、競争契約の導入状況、契約金額や 単価の推移等に着目して業務委託費の削減についても評価を行う必要があ

る。また、業務委託費の内訳を把握し、業務委託費を含めた当該業務費全体について、外部委託の前後で比較し、外部委託により当該業務費が削減されたかどうかについて把握する必要がある。(例えば、外部委託により人件費の削減を図る場合は、当該法人の人件費と業務委託費に含まれる人件費相当分を明らかにして、外部委託前後の人件費総額の削減状況を把握)

(評価の視点の参考例)

- ① 中期目標に記載されている効率化に関する目標数値の対象経費(業務費、 一般管理費等)の定義(範囲)は明らかになっているか。当該経費は、財 務諸表や決算報告書のどの科目と関係するのか。
- ② 効率化の目標数値が財務諸表によるものである場合は決算報告書との関係、逆に決算報告書によるものである場合は財務諸表との関係
- ③ そもそも決算報告書と損益計算書との対応関係は明らかにされているか。
- ④ 法人の業務費に占める委託費の割合、委託費の内訳(特に、人件費に留意)
- ⑤ 特定の委託先との契約の継続年数、随意契約となっている場合の理由、 契約金額や単価の推移(業務量の変化があるにも係らず毎年度同一になっ ているなど不自然なものはないか。)

(具体的な指標の例)

- ユニットコスト
 - ・ 教育時間当たり経費、学生1人当たり経費、入場者1人当たり経費等 (注) ユニットコストの導入の前提として、対象業務の正確なコストを把握する必要 があり、このため管理会計的手法の導入も必要となる。

(参考)

「中期目標」

- ○国立公文書館(内閣府)第1期(平成13年4月から平成17年3月)
 - 2 業務運営の効率化に関する事項
 - 〜歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間について、現行のおおむね1年2か月を1年以内に短縮するとともに、これにより、当該作業に係る歴史

公文書等1冊当たりの経費を10%削減するものとする。

- ○農業者大学校(農林水産省)第1期(平成13年4月から平成18年3月)
 - 第2 業務運営の効率化に関する事項
 - 1 学理及び技術の教授に関する業務(2の業務を除く。) 教育時間当たりのコストを3%低減させる。
 - 2 果樹農業に関する研修業務 研修時間当たりのコストを3%低減させる。

[平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次 意見 (平成 14年 12月 26日)]

4 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について

(2) 意見

【節減目標の具体的な達成状況を定量的に把握した評価の実施】

業務運営の効率化に関する目標として、運営費交付金を充当する経費等について設定した節減目標値の達成を掲げている場合には、効率化のための措置により業務の質・量の実質的な低下が生じていないことを確認するとともに、<u>節減の起点となる基準額、個々の効率化のための措置による節減額及び全体としての節減額をそれぞれ定量的に把握し、これらの把握結果を評価書等に明記して評価</u>を行うこと。運営費交付金収入及びその他の収入を充当して行う業務の運営の効率化に関する目標として、運営費交付金充当分について設定した節減目標値のみを掲げている場合には、当該業務全般の効率化について定量的に状況を把握し、その状況をも踏まえた評価を行うことが期待される。

【単位当たりのコストの削減状況を具体的に把握した評価の実施】

業務運営の効率化に関する目標として、一定の単位当たりのコストの削減を掲げている場合には、効率化のための措置により業務の質・量の実質的な低下が生じていないことを確認するとともに、単位当たりのコスト及びその削減状況を具体的に把握し、把握結果を評価書等に明記して評価を行うこと。また、当該単位当たりのコストの削減状況が、法人全体の業務運営の効率化の状況を測るための尺度として適切に機能するものであるかどうかについても各年度十分留意すること。

【効率化のための措置の実質的な効果に着眼した評価の実施】

・ ~特に、外部委託に関する評価に当たっては、少なくとも新規の外部委託をする場合と法人が直接実施した場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委

託先の選定に関しての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこと。

[研究開発関係法人の評価における関心事項(平成16年6月30日)]

- 2 業務の実績に関する評価
- (1)業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価
 - イ 評価手法等関係

【委託等の特性に応じた評価】

- ・ 研究開発関係法人が行う委託等について、当該法人が実施する研究開発業務の うち単純業務や専門外の実験・解析等を効果的・効率的に処理するためこれらの 業務の委託等をするものと、研究開発の促進や産学官連携の推進等を図るため民 間研究所等への資金配分の手段として委託等をするものを区別し、それぞれの特 性に応じた評価が行われているか。
- ・ 単純業務や専門外の実験・解析等の業務の委託等に関する評価を行う場合は、 研究開発関係法人が直接実施する場合と比べたコスト削減状況、委託先等の選定 方法、特定の委託先等との契約の継続状況、委託額、委託業務等の成果の品質管 理の状況、委託等をせずに研究開発関係法人が自ら行う業務やこれに充当される 費用の適切性等に着眼した評価が行われているか。

「公共用物・施設設置運営関係法人の評価における関心事項(平成16年6月30日)]

- 2 業務の実績に関する評価
- (2) 施設の設置運営関係
 - ア 施設運営の効率化等

【業務委託等】

- ・ 施設運営の全部又は一部について業務委託を行っている場合、①委託する業務の 範囲は合理的か、②特に、事業の企画面も含めて委託を行っている場合に、職員の 配置や業務内容等が不適切になっていないかなど、当該委託の妥当性について評価 が行われているか。
- ・ 施設運営の全部又は一部が契約により行われている場合、一般競争入札の原則 は徹底されているか、指名競争入札又は随意契約を選択している場合、その理由 が十分な合理性をもっているかとの観点から評価が行われているか。

特に、子会社等と毎年度継続して契約を行っている場合、その契約方式及び当該契約方式を採用した理由は妥当なものとなっているか、また、契約額又は契約単価が毎年度同一となっているなど不自然な契約の実態はみられないかとの観点から分析が行われているか。

また、これらの指名競争入札又は随意契約の妥当性のチェックや契約担当者の 研修は適切に行われているかとの観点から分析が行われているか。

[平成 14 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成 15 年 11 月 13 日)]

【独立行政法人国立公文書館】(内閣府)

・歴史公文書等1冊当たりの処理経費については、内閣府独立行政法人評価委員会の平成14年度評価結果に指摘されているように、歴史公文書等の種類等による作業の難易度の違いに応じて大きく差異が生じ得る状況が判明し、中期目標期間の半分以上が経過したにもかかわらず、当該処理経費の10パーセント削減という中期目標の達成状況を適切に測る具体的指標が調えられていない。このため、類似機関の状況をも参考としつつ、歴史公文書等の種類ごとの処理経費の削減状況を測る指標を早急に設定する等により、達成状況の適切な測定が可能となるよう、内閣府独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。

8 財務内容の改善に関する事項の明確化

- 〇 「中期計画の予算の範囲内での業務運営を行う」ことを財務内容の改善目標としている法人について、財務諸表等の分析を十分行った上で、 具体的な財務内容の改善に関する事項を記載する必要性等の評価が行われているか。
- 〇 中期目標等における財務内容の改善に関する事項において、収支相償 や独立採算による運営を行うことを掲げている法人について、収支相償 等の定義等を明確にした上での評価が行われているか。

(説明)

1 財務内容の改善に関する目標としては、業務運営の効率化に関する事項において設定されることが考えられる経費削減等の目標に加えて、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、累積欠損金の計画的解消等に関するものが挙げられるが、定量的な目標設定に馴染みやすい分野であることから、個々の法人のおかれた財務状況・業務内容の特性等に配慮しつつ、基本的に、これらの事項について定量的な目標設定を行うことが必要である。(独立行政法人の中期目標等の策定指針(平成15年4月18日特殊法人等改革推進本部事務局))

現行の独立行政法人の中期目標等をみると、

- ① 具体的な改善事項を示さずに単に「業務運営の効率化に関する事項で示した事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。」と記載しているだけの法人がみられる。独立行政法人制度がスタートして4年が経過し財務諸表等の財務情報も複数年分整っている法人もあることから、このような財務情報を分析等することにより改善すべき具体的な財務面の課題も明らかになると考えられる。
- ② また、特定の業務や勘定について、収支相償や独立採算による運営を行うことを改善目標としている法人については、i) 現金主義ベース(収支決算) によるものか発生主義ベース(損益計算) によるものか、ii) 収入に補助金等が含まれる場合の扱い、iii) 費用が経常的経費のみか資本的経費が含まれるかなど、達成度について評価を行う際に明らかにし

ておくべき事項がある。

2 財務諸表等を基に、独立行政法人全体の財務状況を把握した上で財務内容等の改善事項を明らかにするための方法としては、以下のような分析手法が考えられる。

(例示)

- ① 経年比較を行い増減の要因を分析
 - ・ 経常費用、当期総損失、繰越欠損金、リスク管理債権額等の推移を 把握し、増加している場合の要因を分析
- ② 比率分析を行いその推移(増減)を分析
 - ・ 人件費比率 (経常費用に占める人件費の割合)
 - ・ 業務人件費と管理人件費の割合(業務費用の中の人件費と一般管理 費の中の人件費)
 - 一般管理費比率(経常費用に占める一般管理費の割合)
 - ・ 管理人件費比率 (一般管理費の中の人件費/人件費)
 - ・ 業務費比率 (経常費用に占める業務費の割合)
 - ・ 自己収入比率(経常収益に占める自己収入の割合)
 - 自己収入の増加率
 - 経費全体に占める固定的経費比率(固定費/経常費用)
 - ・ 受託収入と運営費交付金収入の割合(受託収入/運営費交付金+受 託収入)→国からの受託収入(人件費含まれず)が多いと運営費交付 金による業務に支障が生じるおそれもある。
 - ・ 業務委託費比率 (業務委託費/業務費) →業務委託費比率が高い業務についてはそもそも当該独立行政法人で業務を行うことの必要性・妥当性の検討
- ③ 執行状況等の分析
 - ・ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画の年度計画 と実績の対比・差額の分析
 - ・ 運営費交付金債務残高の分析(経営努力によるものか、業務の積み 残しかなど)

9 法人のマネジメント等に資する財務情報

○ 法人の経営努力や業務運営の改善等が財務情報に反映されるなど、財務情報の法人のマネジメントへの活用状況についての評価が行われているか。その際、運営費交付金の収益化を費用進行基準で行っている法人について、財務情報を法人のマネジメントや目的積立金というインセンティブ制度の活用に資するために、法人の業務の特性等を踏まえつつ、法人にできるだけ成果達成へのインセンティブを与えるような運営費交付金の収益化基準の導入に向けた取組状況についての評価も行われているか。

(説明)

1 財務情報の役割は外部報告のためだけでなく、法人のマネジメントに活用し業務運営の改善等に資することも重要な役割の一つである。独立行政法人発足当初は各法人とも外部報告のための財務諸表を作成するのに手一杯で財務情報を法人のマネジメントに活用することは行われていない状況にあった。

独立行政法人制度もスタートして、4年が経過し、財務情報を法人のマネジメントに活用し、業務運営の改善等を積極的に行う時期に来ていると考えられることから、評価に際しても財務情報の法人のマネジメントへの活用状況という視点を取り入れる必要がある。

2 また、運営費交付金の収益化については、①成果進行基準(業務の達成 度に応じて収益化を行う方法)、②期間進行基準(期間の経過を業務の進行 とみなして収益化を行う方法)、③費用進行基準(業務のための支出額を限 度として収益化する方法)の三つの手法が認められている。(独立行政法人 会計基準 注解 57)

手法の導入については、あらかじめ法人の達成すべき成果を定め、これに対応する収益化額を設定しておき、成果を達成するごとに当該額を収益化する手法(成果進行基準)について検討を行い、業務の性質上このような設定が困難な場合や合理的でない場合には、独立行政法人の業務の進行に伴い費用が発生したときに、その同額を収益化する手法(費用進行基準)が考えられる。(独立行政法人会計基準Q&A)

費用進行基準を適用している法人については、同基準には、i業務のための支出額を限度として運営費交付金を収益化するため費用を節減しても利益が生ぜず職員にコスト意識も芽生えない、ii 財務諸表において運営費交付金債務の発生原因が業務の積み残しか経費削減によるものか判断できず財務諸表が評価に活用できない、iii 目的積立金という独立行政法人のインセンティブを高める制度が機能しない、などのデメリットがあり、財務情報を法人のマネジメントに活用することが困難な面があることに注意する必要がある。

一方、成果進行基準を適用した場合には、運営費交付金について、業務の積み残し分と経費削減分とが区分され評価に活用しやすい財務情報となるほか、経費節減分を目的積立金として剰余金の使途に充てることができるため、職員のコスト意識も高まり、経営努力の促進が期待される。また、経費削減等の経営努力を数値で客観的に証明するために、一定の業務と運営費交付金の対応関係を年度計画等で予め定める必要から、業務ごとの正確なコスト(全部原価)を把握するための会計システム等の構築など独立行政法人においても企業と同様に内部の意思決定や経営管理のために必要なデータを作成するための取組が求められる。

このように成果進行基準を導入することは、単に目的積立金の積み立てを容易にするためだけでなく、財務面の評価の充実や法人内部におけるマネジメントの向上にもつながるものと考えられる。したがって、現在、運営費交付金の収益化を費用進行基準で行っている法人は、各業務の特性を踏まえ、成果進行基準の導入に向けた取組を進めることが重要であると考えられる。また、評価においてもこのような取組状況に対する評価を行う必要があると考えられる。

(注)独立行政法人制度が導入されて3事業年度分の財務諸表が作成・公開されたが、この間における運営費交付金の収益化で費用進行基準以外の基準(成果進行基準、期間進行基準)を採用している法人は、平成13年度56法人中6法人(10%)、平成14年度58法人中7法人(12%)、平成15年度86法人中10法人(11%)に過ぎない状況にある。

(参考)

[平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次 意見 (平成 14年 12月 26日)]

- 3 予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について
- (2) 意見

【運営費交付金の収益化方法の検討】

予算、収支計画等の実施状況を、法人の業務運営との関連において適切に評価することができるよう、運営費交付金の収益化に関して成果進行基準、期間進行基準を適用する範囲を拡大することについて、必要に応じ、独立行政法人評価委員会から、法人における検討を要請すること。

10 財務内容等の分かりやすい形での開示の促進

国民に対する情報提供の促進の観点から、事業報告書等における以下の 事項の記載状況を把握しつつ、財務内容等の分かりやすい形での開示を促 進するような評価が行われているか。

- 財務諸表の概況(経常費用、経常収益、当期総損益、剰余金(又は欠損金)などの主要な財務データの経年比較・分析(内容、増減理由)、収入(財源内容(補助金、運営費交付金等の内訳)、自己収入(受託収入であれば受託先別、競争的資金など受託の性格)、事業収入の内容等))
- 予算・決算の概況(経年比較、計画と実績の対比、財務諸表との関係等)
- ・ 財務データと関連付けた事業の説明(事業内容、事業費と対比させた 財源内訳(補助金、借入金等、自己収入の内容等)、各事業のコスト)
- ・ 経費削減及び効率化目標との関係(経費削減額や効率化目標の達成度 合いについて財務諸表等の科目(費目)との関係)
- 運営費交付金債務(執行額について事業別、残高の要因)
- 目的積立金(申請・承認の内容、取崩内容等)

(説明)

- 1 独立行政法人は国の事務及び事業の実施主体であって、その業務の実施 に関して負託された経済資源に関する情報を負託主体である国民に開示す る責任を負っており、説明責任の観点から、その財政状態及び運営状況を 明らかにし、適切に情報開示を行うことが要請されている。(独立行政法人 会計基準(注解1)真実性の原則について)また、国民その他の利害関係 者に分かりやすい形での開示も求められている。
- 2 国民に分かりやすい形での開示については、独立行政法人の会計は企業会計と損益計算の構造等が異なるため、当期総利益がそのまま法人の経営努力を表すものとなっていない、収入である運営費交付金が負債に計上された後に業務の達成状況に応じて収益化されるなど独立行政法人特有の会計処理が行われており、国民が財務諸表の数値をそのままみても法人の財務内容を理解することは困難な面があると考えられる。このため、財務諸表の開示を行うに際しては、当該財務諸表の数値情報についての説明を事

業報告書等において行う必要がある。

財務諸表の数値情報を国民に分かりやすく説明するためには、以下の事項を事業報告書等で最低限記載する必要があると考えられ、評価に際しては、このような事項の事業報告書等への記載状況を把握し、未記載の場合は当該法人に対する記載への働きかけが行われることを期待する。

(1) 財務諸表の概況

当該法人の財務諸表の概況を過去の数値との比較で説明

説明事項としては、法人の主要財務データである経常費用、経常収益、 当期総損益、剰余金(又は欠損金)の内容(増減理由、発生理由)、目的積 立金の計上理由(経営努力の内容)、運営費交付金債務の残高の内容、収入 の内容(運営費交付金、補助金、借入金、債権発行等)等

(2) 予算・決算の概況

国の予算が現金主義会計で立てられていることもあり、予算・決算の概 況の説明、また、財務諸表との数値との関係も説明

(3) 財務データと関連付けた事業の説明

事業報告書等における事業の説明は事業の内容や事業量等については説明されているものが多いが、事業費やその財源、各事業のコスト(全部原価)についての説明がない法人が多い。このため、各事業について、事業内容とともに財源内訳(運営費交付金、補助金(具体的な名称、内容等)、借入金、債権発行等 金額を含む)を記載

- (注)補助金、借入金等の総額や増減内容等の数値情報は、附属明細書等で把握は可能であるが、各事業や補助金等の内容や増減理由は未記載。
- (4) 経費削減、効率化目標との関係(前述の「7 経費等の削減」参照)

(参考)

[平成 15 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項 (「財務内容の改善」 及び「業務運営の効率化」関係) (平成 16 年 6 月 30 日)]

【財務内容等の開示の促進に資する評価】

- ・ 国民に対する情報提供の促進の観点から、事業報告書における以下のような事項 の掲載状況を把握しつつ、財務内容等の開示を促進するような評価が行われている か。
 - 一 財務諸表等の概況、分析(経年比較、重要な経営指標を含む。)
 - 一 予算・決算の概況(経年比較、計画と実績の対比等)
 - 一 事業別、セグメント、勘定区分の状況、分析(区分の必要性の説明を含む。)
 - 一 収入(事業収入、受託収入、補助金収入など)の状況、分析
 - 一 効率化 (集計過程も含む。) 目標、経費削減 (金額とともに具体的な措置も含む。)
 - 一 損益(事業別も含む。)の状況、分析(当期損益の内容を含む。)
 - 一 運営費交付金の執行状況、残高の状況、分析
 - 一 目的積立金の状況、分析(申請内容も含む。) 等

政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会 財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会

座 長 樫谷 隆夫 委 員 日本公認会計士協会理事

メンバー 縣 公一郎 臨時委員 早稲田大学政治経済学術院教授

井上 光昭 臨時委員 中央青山監査法人マネージャー

岡本 義朗 臨時委員 株式会社UFJ総合研究所主席研究員

梶川 融 臨時委員 太陽監査法人代表社員

河野 正男 臨時委員 中央大学経済学部教授

黒川 行治 臨時委員 慶應義塾大学商学部教授

鈴木 豊 臨時委員 青山学院大学大学院・会計プロフェッション研究科長・教授

山本 清 臨時委員 国立大学財務・経営センター研究部教授

(注) メンバーの順は、名前の五十音順による。